

# 産業廃棄物処分業許可証



住所 埼玉県八潮市新町32番地

氏名 株式会社ギプロ  
代表取締役 黒澤 充洋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 平成30年 8月20日

許可の有効年月日 令和 7年 8月19日

## 1. 事業の範囲

中間処理

破碎：ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び  
陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 以上1種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県八潮市新町32番1の一部、2の一部、3の一部 以上3筆  
（面積6,676.54㎡）

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成15年 8月20日	指令廃指第2592号	新規許可
平成28年12月 8日	指令産廃第913-1号	変更許可（処理能力の増大）
平成30年 8月20日	指令越環第463号	更新許可（優良認定）
平成30年 8月22日	—	変更届（代表者の変更）
令和 5年 7月21日	—	変更届（代表者の変更）

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	280.00t/日 (14時間)	ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）以上1種類	平成28年12月8日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）以上1種類	261.0㎡	3.0m（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）以上1種類	335.4㎡	3.0m（屋内）

(以下余白)